



令和 5 年 4 月 1 1 日
海 上 保 安 庁

「港則法施行令の一部を改正する政令」を閣議決定

港則法の港の区域の変更等を内容とする「港則法施行令の一部を改正する政令」が、本日、閣議決定されました。

1. 背景

港則法（昭和 23 年法律第 174 号）では、港内における船舶交通の安全及び港内の整とんを図るため、全国 500 箇所¹の港（適用港）において、港内における一般的な航法や、工事作業の許可等に係る規定を定めています。

また、港則法施行令（昭和 40 年政令第 219 号。以下「施行令」という。）においては、法適用港の港域や法適用港のうち特定港の対象とする港を規定しているところ、今般、法適用港である関門港内及び付近海域において、洋上風力発電施設の建設が令和 5 年 5 月より着工となることに伴い、船舶交通の安全を確保するため港域を変更する等の必要があることから、施行令を改正することとします。

2. 概要

以下の港について港域の変更等を行います。

かんもん
関門港（山口県・福岡県）

3. 今後のスケジュール

公布：令和 5 年 4 月 14 日（金）

施行：令和 5 年 5 月 1 日（月）

港則法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 関門港の区域を変更するものとする。

(別表第一関係)

第二 その他所要の改正を行うものとする。

第三 この政令は、令和五年五月一日から施行するものとする。

(附則関係)

政令第 号

港則法施行令の一部を改正する政令

内閣は、港則法（昭和二十三年法律第七十四号）第二条の規定に基づき、この政令を制定する。

港則法施行令（昭和四十年政令第二百十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一山口県福岡県の部関門の項第一号中「北緯三三度五八分四二秒東経一三〇度五二分四秒」を「北緯三三度五八分四一秒東経一三〇度五二分四秒」に、「二、九四〇メートル」を「一、八〇〇メートル」に、「二四六度三〇分に陸岸まで引いた線、白州灯台」を「三二四度三〇分三〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三一〇度三〇分一、九〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三一二度三〇分一、七〇メートルの地点まで引いた線、白洲灯台」に、「一八五度三〇分四、一六〇メートルの地点から三五六度五、一一〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三二二度三〇分六、三四〇メートル」を「四九度三〇分二、三九〇メートルの地点を中心とする半径二、〇〇〇メートルの円弧のうち同地点から一九〇度に引いた線以西であつて、かつ、同地点から二五四度三〇分に引いた線以南の部分、同地点から二五四度三〇分二、〇〇〇メートルの地点から三二二度三〇分一、九四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三一九

度三〇分四、七八〇メートル」に、「二九五度」を「一九五度三〇分」に、「同島三角点」を「白島三角点」に、「二七九度三〇分五、〇一〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一三五度三、二八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一八〇度三〇分」を「一八一度一、七一〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度二、六四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一七八度五、八四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から九〇度二、六五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一八三度三分二四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から九〇度四一〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一四〇度三〇分」に、「堺川西港橋」を「境川西港橋」に改める。

附 則

この政令は、令和五年五月一日から施行する。

理由

関門港の区域を変更する等の必要があるからである。

港則法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○ 港則法施行令（昭和四十年政令第二百十九号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案				現行			
別表第一（第一条関係）				別表第一（第一条関係）			
都道府県	港名	港の区域	(略)	都道府県	港名	港の区域	(略)
山口県 福岡県	関門	(略)	(略)	山口県 福岡県	関門	(略)	(略)
<p>一部埼灯台（北緯三三度五七分三四秒東経一三一度一分二三秒）から五六度三〇分一、九五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三三九度三、一四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三三七度一、一一〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三〇九度一、二三〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三〇〇度に引いた線、根岳山頂（七一メートル）から太郎ヶ瀬鼻まで引いた線、南風泊東防波堤、同防波堤突端から南風泊北防波堤突端まで引いた線、同防波堤、竹ノ子島台場鼻から三一〇度三七〇メートルの地点まで引いた線、同地点から四二度に引いた線、六連島灯台（北緯三三度五八分四一秒東経一三〇度五二分四</p>				<p>一部埼灯台（北緯三三度五七分三四秒東経一三一度一分二三秒）から五六度三〇分一、九五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三三九度三、一四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三三七度一、一一〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三〇九度一、二三〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三〇〇度に引いた線、根岳山頂（七一メートル）から太郎ヶ瀬鼻まで引いた線、南風泊東防波堤、同防波堤突端から南風泊北防波堤突端まで引いた線、同防波堤、竹ノ子島台場鼻から三一〇度三七〇メートルの地点まで引いた線、同地点から四二度に引いた線、六連島灯台（北緯三三度五八分四二秒東経一三〇度五二分四</p>			

秒)から五六度四、八〇〇メートルの地点から〇度八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度一、七二〇メートルの地点まで引いた線、同地点から六連島鵜ノ石鼻まで引いた線、同島ウドノ鼻から二二三度四八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一三三度六〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二四四度八七〇メートルの地点まで引いた線、同地点から和合良島島頂(二五メートル)まで引いた線、同島頂から二五七度一、八〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三二四度三〇分三〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三〇度三〇分一、九〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三一二度三〇分一、七七〇メートルの地点まで引いた線、白洲灯台(北緯三三度五九分一秒東経一三〇度四七分三〇秒)から四九度三〇分二、三九〇メートルの地点を中心とする半径二、〇〇〇メートルの円弧のうち同地点から一九〇度に引いた線以西であつて、かつ、同地点から二五四度三〇分に引いた線以南の部分、同地点から二五四度三〇分二、〇〇〇メートルの地点から三一二度三〇分一、九四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三一九度三〇分四、七八〇メートルの地点まで引いた

秒)から五六度四、八〇〇メートルの地点から〇度八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度一、七二〇メートルの地点まで引いた線、同地点から六連島鵜ノ石鼻まで引いた線、同島ウドノ鼻から二二三度四八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一三三度六〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二四四度八七〇メートルの地点まで引いた線、同地点から和合良島島頂(二五メートル)まで引いた線、同島頂から二五七度二、九四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二四六度三〇分に陸岸まで引いた線、白洲灯台(北緯三三度五九分一秒東経一三〇度四七分三〇秒)から一八五度三〇分四、一六〇メートルの地点から三五六度五、一一〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三二二度三〇分六、三四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度八〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一九五度に白島まで引いた線、同島三角点(一一二八メートル)(北緯三四度四一秒東経一三〇度四三分三七秒)から一七九度三〇分五、〇一〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一三五度三、二八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一八〇度三〇分に引いた線及び陸岸により囲

(略)	
(略)	
(略)	<p>二 (略)</p> <p>線、同地点から二七〇度八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一四五度三〇分に白島まで引いた線、白島三角点(一二八メートル)(北緯三四度四一秒東経一三〇度四三分三七秒)から一八一度一、七一〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度二、六四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一七八度五、八四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から九〇度二、六五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一八三度三〇分二四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から九〇度四一〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一四〇度三〇分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに砂津川砂津大橋、紫川紫川大橋及び境川西港橋各下流の河川水面</p>
(略)	
(略)	
(略)	<p>二 (略)</p> <p>まれた海面並びに砂津川砂津大橋、紫川紫川大橋及び堺川西港橋各下流の河川水面</p>

港則法施行令の一部を改正する政令案 参照条文 目次

○ 港則法（昭和二十三年法律第七十四号）（抄） 1

○ 港則法施行令（昭和四十年政令第二百十九号）（抄） 1

○ 港則法（昭和二十三年法律第七十四号）（抄）

（港及びその区域）

第二条 この法律を適用する港及びその区域は、政令で定める。

○ 港則法施行令（昭和四十年政令第二百十九号）（抄）

（港及びその区域）

第一条 港則法（以下「法」という。）第二条の港及びその区域は、別表第一のとおりとする。

別表第一（第一条関係）

都道府県	港名	港の区域
山口県 福岡県	関門	（略） 一 部埼灯台（北緯三三度五七分三四秒東経一三一度一分三三秒）から五六度三〇分一、九五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三三九度三、一四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三三七度一、一一〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三〇九度一、二三〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三〇〇度に引いた線、根岳山頂（七一メートル）から太郎ヶ瀬鼻まで引いた線、南風泊東防波堤、同防波堤突端から南風泊北防波堤突端まで引いた線、同防波堤、竹ノ子島台場鼻から三〇度三七〇メートルの地点まで引いた線、同地点から四二度に引いた線、六連島灯台（北緯三三度五八分四二秒東経一三〇度五二分四秒）から五六度四、八〇〇メートルの地点から〇度八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度一、七二〇メートルの地点まで引いた線、同地点から六連島鶴ノ石鼻まで引いた線、同島ウドノ鼻から二二三度四八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一三三度六〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二五四度八七〇メートルの地点まで引いた線、同地点から和合良島島頂（二五メートル）まで引いた線、同島頂から二五七度二、九四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二四六度三〇分に陸岸まで引いた線、白州灯台（北緯三三度五九分一秒東経二三〇度四七分三〇秒）から一八五度三〇分四、一六〇メートルの地点から三五六度五、一一〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三二二度三〇分六、三四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度八〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一九五度に白島まで引いた線、同島三角点（一二八メートル）（北緯三四度四一秒東経一三〇度四三分三七秒）から一七九度三〇分五、〇一〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一三五度三、二八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一八〇度三〇分に引いた線及び陸岸によ

(略)	
(略)	
(略)	<p>り囲まれた海面並びに砂津川砂津大橋、紫川紫川大橋及び堺川西港橋各下流の河川水面</p> <p>二 新門司防波堤灯台（北緯三三度五二分二三秒東経一三一度三六秒）から二三五度三〇分一、〇二〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七二度三〇分に陸岸まで引いた線、同灯台から二九〇度九六〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一二度三〇分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに松ヶ江大橋下流の相割川水面</p>